

令和8年8月14日

令和8年度後期高齢者医療保険に係る保険料の算定及び 限度区分の判定誤りについて

令和8年度後期高齢者医療保険事務において保険料等の算定に使用する所得情報の誤りにより、保険料の算定誤り及び限度区分※の判定誤りがありました。詳細は下記のとおりです。

※限度区分については裏面【参考】参照

記

1 誤りの内容と対応

内容	対象人数・金額等	対応
保険料の算定誤り	167名 総額 5,130,300 円を過大に算定 (最小 3,000 円、 最大 36,300 円)	・令和8年8月14日にお詫びの文書を送付 ・令和8年9月14日に「後期高齢者医療保険料額変更決定通知書」を発送
限度区分の判定誤り	70名	・令和8年8月14日にお詫びの文書を送付 ・資格確認書の記載内容に変更が生じる方には8月下旬に修正後の資格確認書を発送 ・高額療養費や入院時食事差額の給付対象となった方へお知らせを送付

2 経過

- 8月3日(月) 令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を被保険者へ送付
8月6日(木) 被保険者より保険料が例年より高いとの問い合わせがあり、委託業者とともに調査を開始
8月7日(金) 原因を調査した結果、算定誤りが判明。影響範囲を調査
8月12日(水) 影響件数を特定

3 原因

電算処理業務委託業者である株式会社福島県中央計算センター(以下、「委託業者」)において、広域連合へ送付する所得情報を作成する際、所得がなくかつ被扶養者である場合に作成すべき「所得金額0円」の所得情報が作成されなかったため。

4 再発防止策

委託業者に業務内容の確認と検証の徹底を求め、市側でも納品データの確認を強化し、再発防止に努めてまいります。

【参考】

限度区分とは…1ヵ月あたりの窓口での医療費の自己負担限度額の区分

限度区分別の高額療養費自己負担限度額と入院時の食事代

限度区分	負担割合	年収目安	入院＋外来【月額上限】 （世帯ごと） ※多数回該当※1	入院＋外来【年間上限】 （世帯ごと）	外来特例 （個人ごと）	入院時の食事代 （1食あたり）
現役並みⅢ	3割	約1,160万円～	270,300円＋1％ ≪140,100円≫	1,680,000円	—	550円
現役並みⅡ		約770万円～ 約1,160万円	179,100＋1％ ≪93,000円≫	1,110,000円	—	
現役並みⅠ		約370万円～ 約770万円	85,800円＋1％ ≪44,400円≫	530,000円	—	
一般Ⅱ	2割	～約370万円	61,500円	530,000円	月額上限22,000円 （年間上限216,000円）	
一般Ⅰ	1割		≪44,400円≫			
住民税 非課税世帯Ⅱ	1割	非課税	25,700円 ≪24,600円≫	290,000円	月額上限11,000円 （年間上限96,000円）	270円 （91日以上は 220円）
住民税 非課税世帯Ⅰ		一定所得以下	15,700円	180,000円	月額上限8,000円	130円

※1 《多数回該当》は、直近12ヵ月以内に3回以上上限額に達した場合に4回目から適用される上限額。

本来の限度区分「住民税非課税世帯Ⅰ」の方を「住民税非課税世帯Ⅱ」と誤って判定していました。高額療養費の自己負担額や入院時の食事代が変更になります。

担当： 国保年金課 後期高齢者医療係
課長 八島、係長 菅澤
電話 024-525-3724(直通)